



様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 30日

堺市長 殿

住 所 大阪府堺市西区築港浜寺町1番地

提出者

氏 名 ENEOS株式会社 堺製油所

所 長 鈴木 隆

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072 - 269 - 2206



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ENEOS株式会社 堺製油所
事業場の所在地	大阪府堺市西区築港浜寺町1番地
計画期間	2025年 4月 1日 から 2026年 3月 31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	17 石油製品・石炭製品製造業
② 事業の規模	64,774,039万円
③ 従業員数	451名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本工業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

社内要領「産業廃棄物処理要領」にて次のとおり管理体制を規程している

- |                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| 1) 管理責任者＝産廃処理の計画・契約依頼・実施・報告  |                    |
| ・ 工事による排出物(定期整備, 検査, 保全等を含む) | : 工務グループマネージャー     |
| ・ 製油技術課の指示で入れ替える触媒、ケミカル等     | : 製油技術グループマネージャー   |
| ・ 上記以外の一般的場合                 | : 工事担当グループマネージャー   |
| ・ 定期的に排出される廃棄物               | : 排出区域担当グループマネージャー |
| ・ 感染性廃棄物                     | : 産業医              |
| ・ 一般廃棄物                      | : 総務グループマネージャー     |
| 2) 行政対応＝報告・届出・立ち入り対応         | : 環境安全グループマネージャー   |
| 3) 産廃処理の流れ＝計画立案から報告まで        | : 管理責任者            |

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	排出量	12.85 t	52.92 t
	(これまでに実施した取組) 設備の整備、タンクの開放検査時等の油分の回収を継続して実施し、発生量の削減を図っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	排出量	209.90 t	5.00 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続する。 今年度は定期修理工事が予定されていることから、昨年に比べ産業廃棄物の排出量増加が予測される。 定期修理工事で発生する廃棄物については排出抑制は困難であるが、再資源化を図る等、個別の案件ごとに削減を目指す。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種々の特別管理産業廃棄物の分別回収を推進している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を継続する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤廃油 (基準値を超える有害物質)	⑥汚泥 (基準値を超える有害物質)
0.71 t	18.61 t	0.00 t	0.00 t

②計画

④強アルカリ	⑤廃油 (基準値を超える有害物質)	⑥汚泥 (基準値を超える有害物質)	⑦廃アルカリ (基準値を超える有害物質)
84.70 t	0.20 t	4.50 t	30.00 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦廃酸 (基準値を超える有害物質)	⑧廃アルカリ (基準値を超える有害物質)	⑨廃水銀等 (処分するために処理した)	
0.08 t	0.00 t	0.00 t	t

②計画

t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	現状、実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
	今後の計画について予定なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
現状、実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
今後の計画について予定なし。			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤廃油（基準値を超える）	⑥汚泥（基準値を超える有害物質）
t	t	t	t

②計画

④強アルカリ	⑤廃油（基準値を超える有害物質）	⑥汚泥（基準値を超える有害物質）	⑦廃アルカリ（基準値を超える有害物質）
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤廃油（基準値を超える）	⑥汚泥（基準値を超える有害物質）
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

④強アルカリ	⑤廃油（基準値を超える有害物質）	⑥汚泥（基準値を超える有害物質）	⑦廃アルカリ（基準値を超える有害物質）
t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦廃酸 (基準値を超える有害物質)	⑧廃アルカリ (基準値を超える有害物質)	⑨廃水銀等 (処分するために処理した)	
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦廃酸 (基準値を超える有害物質)	⑧廃アルカリ (基準値を超える有害物質)	⑨廃水銀等 (処分するために処理した)	
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）  現状、実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）  今後の計画について予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	全処理委託量	12.85 t	52.92 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.17 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	1.17 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組） 再生利用業者である事及び優良産廃処理業者認定制度に基づく評価を参考に、現地確認を実施の上、産業廃棄物委託契約を締結してきている。  また、契約締結後も定期的に現地確認を実施している。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	⑥汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)
t	t	t	t

②計画

④強アルカリ	⑤廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	⑥汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	⑦焼却残渣 (基準値を超える有害物質を含むもの)
t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	⑥汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)
0.71 t	18.61 t	0.00 t	0.00 t
0.71 t	10.45 t	0.00 t	0.00 t
0.71 t	10.45 t	0.00 t	0.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

①廃酸 (基準値を超える有害物質 を含むもの)	②廃アルカリ (基準値を超える有害物質 を含むもの)	③廃水銀等 (処分するために処理した ものを含む)	
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

①廃酸 (基準値を超える有害物質 を含むもの)	②廃アルカリ (基準値を超える有害物質 を含むもの)	③廃水銀等 (処分するために処理した ものを含む)	
0.08 t	0.00 t	0.00 t	t
0.08 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	全処理委託量	209.90 t	5.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	19.14 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	19.14 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続、推進する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（2024年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	85 t	
(今後実施する予定の取組)  電子マニフェストシステムを導入しており、今後も継続して使用する。			
※事務処理欄			

(第5面)

②計画

④強アルカリ	⑤廃油 (基準値を超える有害物質)	⑥汚泥 (基準値を超える有害物質)	⑦廃アルカリ (基準値を超える有害物質)
84.70 t	0.20 t	4.50 t	30.00 t
47.56 t	0.20 t	4.50 t	30.00 t
47.56 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t
t	t	t
t	t	t
t	t	t
t	t	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。